三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに規定する者を除く。）　払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
ロ　払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行の営業所等を希望する者（預金口座への払込みを希望する者を除く。）　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地
四　還付額及び還付理由

第八十条第二項中「還付を請求しようとする者が第一号被保険者（法附則第五条第一項、平成六年改正法附則第十一条第一項及び平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による被保険者を含む。以下この項において同じ。）」を「請求者が第一号被保険者」に改める。

第八十二条の二第二項及び第八十二条の八中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第八十三条の二中「当該団体の事務所の所在地を管轄する社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第八十三条の三中「地方社会保険事務局長」を「厚生労働大臣」に改める。

第八十三条の四第一項中「当該教育施設の主たる事務所の所在地を管轄する地方社会保険事務局長」を「機構」に改め、同条第二項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第八十三条の五中「当該法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方社会保険事務局長」を「厚生労働大臣」に改める。

第八十三条の六中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に、「当該団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方社会保険事務局長」を「機構」に改める。

第八十三条の七中「当該団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方社会保険事務局長」を「厚生労働大臣」に改める。

第八十三条の八中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第八十四条中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第八十五条第三項中「社会保険庁長官又は社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改め、同条第六項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第八十六条中「社会保険庁長官又は社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改め、「を社会保険事務所長等」を「を機構」に改める。

第九十二条、第九十四条及び第九十五条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第九十七条を第百十二条とし、第九十六条の次に次の十五条を加える。

（法第百八条の四に規定する厚生労働省令で定める事項）

第九十七条　法第百八条の四の規定において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の四十二第四項に規定する全国健康保険協会、法第三条第二項に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一　全国健康保険協会
二　法第三条第二項に規定する共済組合等
三　都道府県知事
四　財務大臣
五　税務署長
六　支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第三項に規定する金融機関
七　日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店をいう。）
八　農林漁業団体職員共済組合
九　社団法人国民健康保険中央会
十　国民健康保険団体連合会
十一　地方公務員等共済組合法第百五十一条第一項に規定する共済会
十二　沖縄振興開発金融公庫
十三　存続組合及び指定基金
十四　国民年金基金
十五　国民年金基金連合会
十六　企業年金基金
十七　独立行政法人福祉医療機構
十八　独立行政法人農業者年金基金
十九　厚生年金基金
二十　企業年金連合会
二十一　社団法人地方税電子化協議会
二十二　株式会社日本政策金融公庫
二十三　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）附則第二十二条の年金記録確認中央第三者委員会及び同令附則第二十三条の年金記録確認地方第三者委員会

2　法第百八条の四の規定において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の四十二第四項に規定する当該厚生労働省令で定める者のうち厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一　全国健康保険協会
二　都道府県知事
三　税務署長
四　農林漁業団体職員共済組合
五　社団法人国民健康保険中央会
六　国民健康保険団体連合会
七　地方公務員等共済組合法第百五十一条第一項に規定する共済会
八　沖縄振興開発金融公庫
九　国民年金基金
十　国民年金基金連合会
十一　企業年金基金
十二　独立行政法人福祉医療機構
十三　独立行政法人農業者年金基金
十四　厚生年金基金
十五　企業年金連合会
十六　社団法人地方税電子化協議会
十七　株式会社日本政策金融公庫
十八　総務省組織令附則第二十二条の年金記録確認中央第三者委員会及び同令附則第二十三条の年金記録確認地方第三者委員会

3　法第百八条の四の規定において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の四十三第二項及び第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　厚生年金保険法第二十七条に規定する事業主が同法の規定により行うこととされている事務を行う場合
二　社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）が社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項に規定する事務を行う場合
三　確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金を実施する事業主が同法の規定により行うこととされている事務を行う場合
四　確定給付企業年金法第七十四条に規定する規約型企業年金を実施する事業主が同法の規定により行うこととされている事務を行う場合